（宛先）川崎市長

特定施設入居者生活介護の内定申請内容に関する誓約書

このたび特定施設入居者生活介護の内定申請に際し、以下の事項について誓約いたします。

１　「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」及び「令和３年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項」を確認しています。また、公式ウェブサイトに修正・補足事項が掲載されている場合は、更新された最新のものを確認しています。

２　「特定施設入居者生活介護事業者　得点表」において、得点を記載した次の事項を遵守することをここに誓約いたします。

＜１　建物ハード面＞

□１－１　看護・介護職員室を居室のある各階に設ける。

□１－２　洗濯室を居室のある各階に設ける。

□１－３　居室の広さについて、内法で１３㎡以上確保されている（サービス付き高齢者向け住宅の場合は、各戸の床面積が内法で２５㎡以上確保されている）。注）備付の家具、収納設備、トイレは含めないこと。洗面設備は床がぬけていれば含めて可

□１－４　全ての居室に、洗面設備（サービス付き高齢者向け住宅にあっては台所）が設けられている。

□１－５　建築基準法第２条に規定する耐火建築物である。

□１－６　全ての居室に、トイレ（サービス付き高齢者向け住宅にあっては浴室）が設けられている。

□１－７　全ての居室に、収納設備が設けられている。

＜２　サービスソフト面＞

□２－１　介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上になるよう職員配置をする」若しくは「介護職員の総数のうち、勤続１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上になるよう職員配置をする。

□２－１　介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上になるよう職員配置をする。

□２－１　介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上になるよう職員配置をする。

□２－１　看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の７５以上になるよう職員配置をする。

□２－１　入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上になるよう職員配置をする。

□２－２　常に１人以上の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護師が確保されている。

□２－３　看取りに関する指針を定めており、かつ、看取りに関する職員研修を行っている。

□２－４　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、かつ、認知症ケアに関する研修計画書を定めている。

□２－５　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置する。

□２－６　次の①、②の条件を満たす協力医療機関を確保している。

①有床の協力医療機関である。

②日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としている協力医療機

関である。

□　１つの医療機関で両方の条件を満たしている。

□　２つの医療機関で両方の条件を満たしている。

□２－７　協力医療機関と併せて協力歯科医療機関が確保されている。協力歯科医療機関との契約書については、訪問歯科診療を行うことを業務内容としている。

＜３　設置主体＞

□３－１　会計監査人（公認会計士又は監査法人）による外部監査を導入している。

□３－２　申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（３年以上）がある（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して順守していない場合は除く）。

□３－２　申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（１年以上３年未満）がある。又は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、又は認知症対応型共同生活介護のいずれかの運営実績（１年以上）がある（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して順守していない場合は除く）。

□３－３　申請日時点において、最新の貸借対照表又は、これに準ずる書類において、債務超過になっていない。

□３－４　申請日時点において、最新の損益計算書又は、これに準ずる書類において、収支が黒字になっている。

＜４　併設サービス＞

□４－１　同一建物内又は同一敷地内に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設

する。

注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。

□４－２　同一建物内又は同一敷地内に、看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。

注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第１９６

条に定める登録定員が２５名以上のものに限ります。

□４－２　同一建物内又は同一敷地内に、小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。

注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第８６条に定める登録定員が２５名以上のものに限ります。

□４－３　同一建物内又は同一敷地内に、訪問介護事業所を開設する。

　　　　注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。

＜５　地域包括ケアシステムの推進＞

□５－１　地域交流スペースについて、次の広さを確保し、川崎市がその情報を公表する場合があることに同意すること。

　　　　　　　　㎡

＜６　地域バランス＞

６－１

□　当該計画地の半径500ｍの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。

□　当該計画地の半径700ｍの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。

□　当該計画地の半径1ｋｍの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。

３　内定後に誓約事項が遵守できない場合、以下の事項に異議はありません。

□　指定が行われないこと

□　指定を行わないことに伴い生じる法人負担・賠償等については川崎市からの費用の弁償は一切行われないこと。

以　上

令和　　年　　月　　日

法人名

法人代表者職及び氏名

事業所名